

## 3-1 日本森林学会誌投稿規定

- 1. 投稿資格** 投稿は会員に限る。ただし、編集委員会が認めたときはこの限りではない。筆頭著者以外の著者には非会員を含むことができる。筆頭著者、または対応著者のいずれかは ORCID を取得している必要がある。
- 2. 原稿内容** 原稿は森林・林業に関連する分野を扱った未発表のものに限り、他の学会誌等に発表されたものは受け付けない。ただし、口頭やポスターによる発表はこの限りでない。
- 3. 研究の公正性の担保** 原稿の共著者は研究の完成に実質的な貢献をし、原稿の執筆や改訂に加わり、最終版を承認した者に限られる。日本森林学会倫理綱領に則り、投稿原稿にはデータの捏造、データの改ざん、及び他の文献から適切な引用なく盗用した情報が含まれてはならない。投稿から審査完了までの間、ほぼ同一の内容の原稿が英文誌を含む他誌に投稿中であってはならない。

なお、プレプリントサーバーにアップロードした原稿については未発表の扱いとし、投稿を受け付ける。ただし、投稿時の原稿の表紙にプレプリントサーバーで発表していることを記載すること。また、本誌に投稿後はプレプリントサーバー上の当該原稿を更新せず、本誌に掲載された後、著者の責任においてプレプリントサーバーに本誌の書誌情報を示さなければならない。
- 4. 倫理的配慮** ヒトを対象とした研究、遺伝子組換え生物等を使用した研究、動物を対象とした研究等、倫理的配慮が必要とされる研究の内容を含む場合は、当該研究が文部科学省等関連省庁の施行する倫理指針、それが実施された組織における関連ガイドライン等に従って実施され、実施された組織の動物実験委員会や倫理審査委員会等において事前の審査が必要であればそこで承認されたものでなければならない。
- 5. 利益相反** 著者は当該研究における利益相反の状態について投稿時に申告するとともに、原稿内に記載する。なお利益相反とは、当該研究の結果の解釈に影響する可能性のある第三者との経済的・非経済的関係を指す（試料・製品・装置等の提供、ライセンス、寄附金、謝礼、組織的または個人的な関係、等）。
- 6. 適切な引用** 原稿中で引用されている情報は、投稿の時点で著者以外の者が入手可能なものでなければならない。なお、投稿の時点で未公開だが公開が決定している著者自身の文献を投稿原稿で引用した場合、その最終原稿を参考資料として提出する。
- 7. 原稿種別** 原稿は論文、総説、短報、その他とし、和文とする。

なお、短報とは、国内外の調査報告・事例報告、樹

病の症例報告、新規性がありかつ公表の緊急性が高いもの、新たに開発された研究方法や機械の紹介、既成の知見を確認する報告や貴重な測定結果などとする。たとえば、長期にわたる調査観察・計測データの紹介・中間報告なども含まれる。

その他は特集の巻頭言、書評、シンポジウムの記録等とする。

- 8. 原稿の採否** 原稿の採否は編集委員会が決定する。
  - 9. 頁数制限** 原稿の長さは原則として、すべてを含む刷り上がりが論文は 8 ページ以内、総説は 12 ページ以内、短報は 6 ページ以内、その他は 4 ページ以内とする。やむをえない場合に限り、規定ページ数の 1.5 倍まで認め、超過分については著者の負担（1 ページごとに 30,000 円）とする。
  - 10. 投稿方法** 投稿原稿は執筆要領にしたがって作成し、本学会ホームページ (<http://www.forestry.jp/>) を経由して、科学技術情報発信・流通統合システム (J-STAGE) の投稿審査システムより投稿する。
  - 11. 校正** 著者校正は原則として初校に限り、誤植の訂正にとどめる。
  - 12. 著作権譲渡** 著者は、原稿の採用決定後にその著作権を本学会に譲渡する。著作権譲渡承諾書に署名のうえ、校正原稿とともに編集部に提出する。
  - 13. データ等の公開** 著者は、採用の決定した原稿の元となったデータ等を国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するデータリポジトリ (J-STAGE Data) で公開することができる。データの公開にあたっては、「日本森林学会誌に掲載された学術論文のデータの公開に関する基本方針」を遵守する。
  - 14. 別刷** 別刷は希望により 50 部単位で購入できる。
  - 15. 編集部** 校正原稿、著作権譲渡承諾書および原稿（郵送投稿の場合）の送付、並びに投稿についての問い合わせは下記の編集部宛とする。
- 〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16  
学会誌刊行センター 日本森林学会誌編集部  
Fax : 03-3817-5830  
E-mail : forest-jp@capj.or.jp
- (2011 年 5 月 28 日改定)  
(2017 年 3 月 3 日改定)  
(2019 年 5 月 28 日改定)  
(2021 年 4 月 26 日改定)  
(2021 年 12 月 20 日改定)  
(2022 年 9 月 9 日改定)  
(2022 年 12 月 9 日改定)  
(2023 年 4 月 14 日改定)  
(2023 年 12 月 4 日改定)